

中学3年生の保護者のみなさんへ

- 私立高等学校等の生徒には学費負担を少しでも軽減するために様々な助成金制度・貸付制度があります。
- この制度には給付(返済しなくてもよい)と貸付(無利子ですが一定期間内に返済する)の2種類があります。

国の高等学校等就学支援金(給付) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(給付)

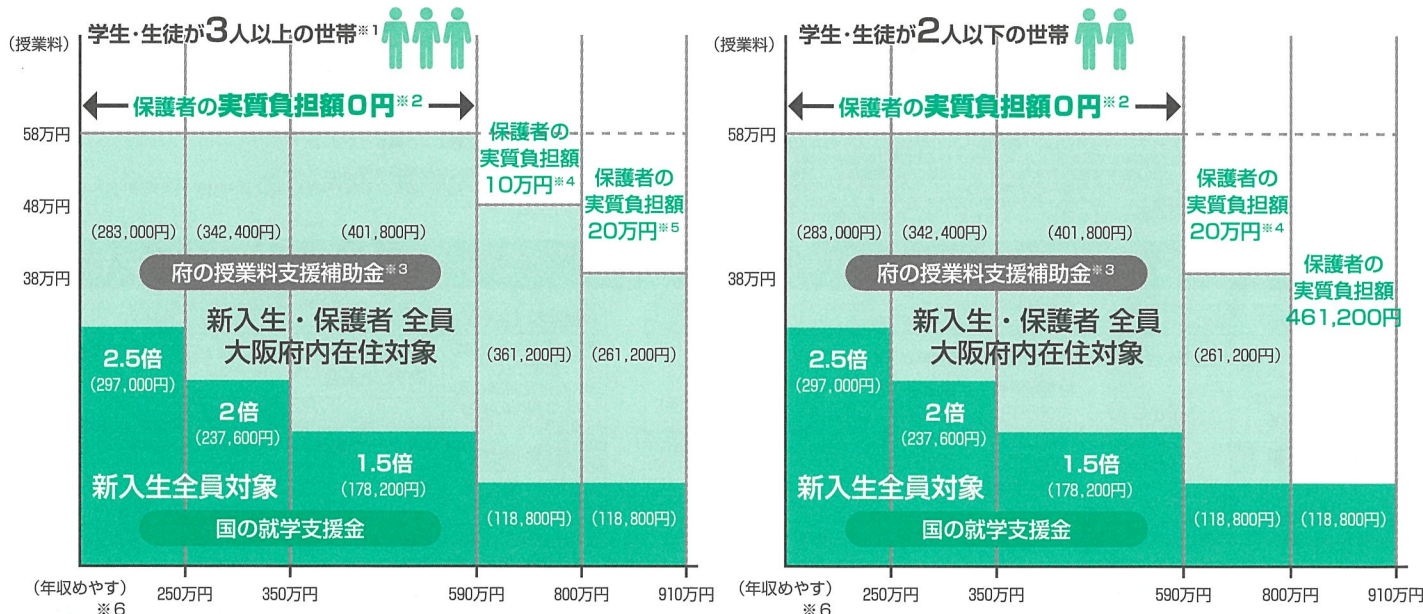
お問合せ先	資格
府民お問合せセンター ピピっとライン (06) 6910-8001 平日(土日祝・年末年始を除く) AM9:00~PM6:00 FAX(06) 6910-8005 24時間受付	● 下記の学校に在学している方が対象 ▶ 高等学校(全日制・定時制・通信制) ※専攻科・別科を除く ▶ 中等教育学校の後期課程 ※専攻科・別科を除く ▶ 特別支援学校の高等部 ▶ 高等専門学校(第1学年から第3学年まで) ▶ 専修学校の高等課程 ▶ 専修学校の一般課程(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設) ▶ 各種学校(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校)
大阪府教育庁私学課 (06) 6941-0351(代表)	

お問合せ先	資格
府民お問合せセンター ピピっとライン (06) 6910-8001 大阪府教育庁私学課 (06) 6941-0351(代表)	① 生徒と保護者が大阪府内に在住していること。*1 ② 「私立高校生等就学支援推進校*2」に10月1日に在学していること。 ③ 保護者の市町村民税所得割額が、基準の範囲内であること。*3
取扱窓口	※1 保護者は親権者全員が該当します。在住は、住所を有することを指します。 ※2 大阪府教育長が指定した大阪府内の私立高校等。 ※3 市町村民税所得割額は親権者合算で判定します。また、国の就学支援金を受給していることが必要です。
入学した高等学校等	納付時期・方法
申請期間	対象者として決定された時は、11月以降に学校から補助金額が通知され、銀行振込等により還付が行われるか、あるいは授業料から差し引かれることとなります。
入学した高等学校等が定める期限まで(6月以降)	

- 受給資格の要件にあてはまれば、補助金を受けることができます。(成績の要件はありません)
- 大阪府育英会等の奨学金と併せて利用することができます。
- 入学金や教科書代、修学旅行積立金等は対象外です。
- 補助の対象となる場合でも授業料は一旦支払う必要があります。(後日、還付または相殺されます)

国の就学支援金・大阪府の授業料支援補助金の所得基準と支給額(予定) (平成30年度入学生)

全日制高校・中等教育学校 (授業料が58万円の学校の場合)



通信制高校 (1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合)

所得区分(年収のめやす)*6	保護者の市町村民税所得割額(親権者合算)	支援額			保護者実質負担額 (授業料 - (①+②))
		国 就学支援金①	府 授業料支援補助金②*3	支援額の計 ①+②	
250万円未満	0円(非課税)	10,032円	0円	10,032円	実質無償*2
250万円から350万円未満	51,300円未満	9,624円	408円	10,032円	実質無償*2
350万円から590万円未満	154,500円未満	7,218円	2,814円	10,032円	実質無償*2
590万円から910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	5,220円

*府の補助の額は、標準授業料を1単位10,032円(上限)として算出します。

- *1 私立学校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1人以上いる世帯であれば、他府県を含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯も対象となります。
- *2 授業料が標準授業料(全日制高校・中等教育学校:58万円、通信制:10,032円)を超える学校の場合、差額は学校が負担します。
- *3 授業料が標準授業料の場合の補助額であり、授業料が標準授業料の額を下回る場合、授業料支援補助の額は減少します。
- *4 年収めやす590万円以上800万円未満の保護者については、子どもが3人以上の世帯は一律10万円、子どもが2人以下の世帯は一律20万円の授業料負担となります(授業料が標準授業料未満の学校であっても授業料負担額の変動はありません)。
- *5 授業料58万円を超える学校の場合は、その越えた額に20万円を加えた額となります(65万円の授業料の学校の場合⇒授業料負担は27万円)。
- *6 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。